

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには利用登録が必要です。パソコン・スマホなどがない人や自身で操作が難しい人のために、市役所市民ロビーで開設している登録支援窓口を来年2月まで増設します。窓口では健康保険証利用登録のほか、公金受取口座の登録も可能。登録の際はマイナンバーカード取得時に設定した電子証明書等の暗証番号（数字4桁）が必要です。電子証明書の有効期限が切れているときや暗証番号を忘れた場合などは登録できません。下表の電子証明書手続き可能な窓口で手続きしてから来庁してください。

時・場 下表のとおり

時 マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、公金受取口座の登録をする場合は本人名義の口座情報（銀行名、支店名、口座番号）が分かる通帳など

マイナンバーカードの
保険証登録を支援

支援窓口開設日（11月1日～12月6日）		
会場	日時	電子証明書 手続き可能窓口
市役所 1 階市民ロビー	〈平日〉8 時 45 分～17 時	○
	〈休日〉11 月 10 日(日)・24 日(日)8 時 30 分～12 時	○
東市民サービスセンター	11 月 1 日(金)	△
粕川支所	11 月 5 日(火)・19 日(火)・12 月 3 日(火)	○
大胡支所	11 月 6 日(水)・20 日(水)・12 月 4 日(水)	○
富士見支所	11 月 7 日(木)・21 日(木)・12 月 5 日(木)	○
南橋市民サービスセンター	11 月 8 日(金)	△
清里市民サービスセンター	11 月 11 日(月)	×
城南支所	11 月 12 日(火)・26 日(火)	△
永明市民サービスセンター	11 月 13 日(水)	×
上川淵市民サービスセンター	11 月 14 日(木)	△
芳賀市民サービスセンター	11 月 15 日(金)	×
宮城支所	11 月 18 日(月)・29 日(金)・12 月 2 日(月)	○
下川淵市民サービスセンター	11 月 22 日(金)	×
桂萱市民サービスセンター	11 月 25 日(月)	△
総社市民サービスセンター	11 月 27 日(水)	×
元総社市民サービスセンター	11 月 28 日(木)・12 月 6 日(金)	△

※混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります。
※○…本人・任意代理人手続き可（任意代理人は複数回来庁が必要）
※△…本人（または法定代理人）による手続きのみ可（任意代理人手続きは不可）
※×…手続き不可

マイナンバーカードの申請 出張窓口を開設

市役所 市民課 ☎027-898-6101

マイナンバーカードの申請を出張して受け付け。保健センターでも申請窓口を開設しています。申請時に必要な顔写真は無料で撮影します。また、必要書類がそろっていれば、カードは後日、書留郵便で自宅に郵送します。なお、カードの申請から受け取りまでは2カ月程度かかります。

時・場 下表のとおり

時 通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類（ない人は健康保険証や年金手帳など2点）

出張申請窓口開設日		
日時	場所	
11月5日(火)	10時～11時30分	保健センター1階
11月11日(月)	14時～15時30分	
11月16日(土)	10時～16時	けやきウォーク前橋2階 けやきホール（文京町二丁目）
11月19日(火)	14時～15時30分	保健センター1階
11月20日(水)	14時～15時30分	
11月25日(月)	10時～11時30分	
11月27日(水)	14時～15時30分	
12月3日(火)	10時～11時30分	

※混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります。

マイナンバーカードの受け取り 休日・平日延長窓口を利用して

市役所 市民課 ☎027-898-6101

市役所でマイナンバーカードの休日窓口と平日延長窓口を開設します。なお、カード作成の申請はできません。

時 〈休日窓口〉11月10日(日)・24日(日)、8時30分～12時〈平日延長窓口〉11月12日(火)・26日(火)、19時まで（混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります）

時 〈受け取り〉案内ハガキ、通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類（ない人は健康保険証や年金手帳など2点）〈電子証明書や暗証番号手続きなど〉マイナンバーカード



12月2日(月)から 保険証の発行を廃止

市役所 国民健康保険加入者は国民健康保険課
後期高齢者医療保険加入者は同課

12月2日(月)から保険証の発行を廃止。国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者が現在持っている保険証は、券面情報に変更がなければ、記載されている有効期限まで使用できます。勤務先などの社会保険に加入している人は、加入している保険者に問い合わせてください。

新規に加入する人や現在の保険証が使えなくなった場合に発行するものは下表のとおりです。



☎027-898-6250（自動応答を24時間試験導入中）
☎027-898-6253（自動応答を24時間試験導入中）

Q & A

Q1 医療機関などを受診するときは何を使えばよいですか。

A1 12月2日(月)～来年7月31日(木)は、次のいずれかを提示してください。

- 有効な国民健康保険証
- 有効な後期高齢者医療保険証
- マイナ保険証
- 資格確認書

Q2 加入している保険が変わる場合、マイナ保険証の利用登録は再度手続きが必要ですか。また、保険の切り替えの手続きは必要ですか。

A2 マイナ保険証の利用登録（紐づけ）は一度すれば、加入している保険が変わっても再度する必要はありません。ただし、保険の切り替えの手続きは必要です。社会保険から国保に切り替える場合は社会保険資格喪失証明書（離脱証明書）を、国保から社会保険に切り替える場合は、勤務先などから発行される資格確認書（資格情報のお知らせ）を準備してください。

●マイナ保険証とは

マイナンバーカードを保険証として利用登録したものです。

12月2日(月)以降発行されるもの

〈国保の場合〉

届出	事由
新規	●転入
	●出生
	●他の保険から国保に加入する
変更	●保険証の券面情報に変更が生じるとき ・転居などによる住所変更 ・結婚などによる氏変更 ・世帯主の変更 ・所得変更（70歳～74歳）など
再交付申請	●紛失など



マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証を持っていない人
資格情報のお知らせ	資格確認書

〈後期の場合〉

届出	事由
新規	●75歳になったとき
	●その他（転入、生活保護廃止など）
変更	●負担割合が変更になったとき ・世帯状況の変更（転居、世帯分離など） ・所得変更（修正申告など）
	●住所、氏名が変更になったとき ・被保険者本人の住所変更 ・その他（婚姻による氏変更など）
再交付申請	●紛失など



マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証を持っていない人
資格情報のお知らせ	資格確認書
※「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」も12月2日(月)以降、保険証同様に発行を廃止します。〈現在持っている証は、券面に変更がなければ有効期限まで使用できます〉	

※資格情報のお知らせは、マイナ保険証を持っている人に交付する自身の被保険者資格情報が記載された通知です。

※資格確認書は、従来の保険証と同様に医療機関などで使えます。